

## 広島市建設コンサルタント等業務成績評定要領

### (目的)

第1条 この要領は、本市における建設コンサルタント等業務（地質調査業務、測量業務、土木関係建設コンサルタント業務（監理業務を除く。）及び建築設計等業務をいう。以下同じ。）の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

### (評定の対象)

第2条 評定は、業務完了時の契約金額が200万円を超える建設コンサルタント等業務について行うものとする。

ただし、災害等に伴う緊急業務（特命随意契約した業務に限る。）については、評定の対象外とする。

### (評定の内容)

第3条 評定は、次の各号に掲げる区分に従い当該各号に定める事項について評価を行うものとする。

- (1) 建設コンサルタント等業務（次号に掲げるものを除く。） 実施能力の評価、実施状況の評価、説明調整能力の評価、取組姿勢及び成果物の品質
- (2) 建築設計等業務 業務の実施能力、業務の実施状況、業務目的の達成度

### (評定者)

第4条 前条の評定を行う者（以下「評定者」という。）は、調査職員、業務担当課長及び検査職員の3者とする。

### (評定の方法)

第5条 評定は、業務ごと及び評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

2 評定者は、評定の結果を業務成績評定表（以下「評定表」という。）に記録するものとする。

### (評定の時期等)

第6条 評定者のうち、調査職員及び業務担当課長にあつては業務が完了した時、検査職員にあつては完了検査が終了した時、それぞれ評定を行うものとする。

2 評定者は、評定を行ったときは、遅滞なく評定表を業務担当課長に提出するものとする。

### (評定結果の通知等)

第7条 業務担当課長は、前条第2項の規定により、評定者から評定表の提出があつたときは、当該評定表を遅滞なく、土木工事に係る業務にあつては都市整備局技術管理課長（以下「技術管理課長」という。）に、建築工事及び設備工事に係る業務にあつては都市整備局技術管理課建築管理担当課長（以下「建築管理担当課長」という。）に提出するものとする。

2 技術管理課長及び建築管理担当課長は、前項の規定により評定表が提出されたときは、

遅滞なく、業務成績総括評定書（様式業 3 5 号）及び項目別評定点（様式業 3 5 - 1 号の 2）（以下「総括評定書等」という。）を作成し、業務担当課長に対し、通知するものとする。

- 3 業務担当課長は、前項の規定により通知があったときは、受注者に対し、評定点を遅滞なく業務成績評定通知書（様式業 3 5 - 1 号）及び項目別評定点により通知するものとする。

（評定の修正）

第 8 条 業務担当課長は、前条第 3 項の規定により通知した後に、当該評定を修正する必要があると認められる事由が生じた場合は、第 6 条の規定の例により、修正しなければならない。

- 2 業務担当課長は、前項の修正を行ったときは、受注者に対し、その結果を遅滞なく業務成績評定通知書により通知するものとする。

（説明請求の提出等）

第 9 条 第 7 条第 3 項又は前条第 2 項による通知を受けた受注者は、通知を受けた日から起算して 1 4 日（期間の末日が、国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に定める休日、1 2 月 2 9 日から同月 3 1 日まで、1 月 2 日、同月 3 日、8 月 6 日、日曜日又は土曜日（以下「本市の休日」という。）に当たるときは、その日後において、その日に最も近い本市の休日でない日を末日とする。）以内に、書面により市長に対して評定の内容について説明を求めることができる。

- 2 前項の書面の提出先は、業務担当課とする。
- 3 業務担当課長は、前項の規定により書面の提出を受けたときは、土木工事に係る業務にあつては技術管理課長に、建築工事及び設備工事に係る業務にあつては建築管理担当課長に速やかに報告するものとする。

（説明請求に対する回答）

第 1 0 条 業務担当課長は、受注者から、前条第 1 項の規定により説明を求められたときは、速やかに業務成績評定に係る説明書（様式業 3 5 - 2 号）により回答するものとする。

- 2 業務担当課長は、前項の回答をする場合において、広島市請負工事等成績評定評価委員会に意見を求めることができる。

（評定結果の公表）

第 1 1 条 市長は、第 7 条第 3 項又は第 8 条第 2 項の規定により通知した評定結果を公表するものとする。

- 2 前項に規定する公表は、技術管理課長及び建築管理担当課長が行うものとし、受注者に通知した業務成績評定通知書の写しを都市整備局技術管理課において、閲覧に供することによるものとする。
- 3 公表の期間は、公表した日の属する年度の翌々年度の末日までとする。

（委任規定）

第 1 2 条 この要領で定めるもののほか、評定を行うために必要な事項は、都市整備局長

が定める。

附 則

この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要領の施行前に行われた契約については、第 11 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成 23 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。